

# 令和5年第3回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和5年8月2日（水曜日）

## ◎出席議員（12名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
4番	矢	野	利	恵	子	君	5番	田	利	正	文	君
6番	高	橋	健	一	君	7番	木	村	明	雄	君	
8番	細	川	勉	君	9番	川	上	修	一	君		
10番	進	藤	晴	子	君	11番	多	治	見	亮	一	君
12番	二	川	靖	君	13番	高	橋	秀	樹	君		

## ◎欠席議員（1名）

3番 榊原深雪君

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	飯野真有君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長・教育長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 報告第 1 1 号 専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて＜P 5～P 6＞
- 日程第 5 報告第 1 2 号 専決処分の報告について〔令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 4 号）〕＜P 6＞
- 日程第 6 報告第 1 3 号 専決処分の報告について（交通事故に対する損害賠償の額を定めることについて＜P 6～P 7＞
- 日程第 7 報告第 1 4 号 専決処分の報告について〔令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 5 号）〕＜P 7～P 8＞
- 日程第 8 報告第 1 5 号 専決処分の報告について（里見が丘公園整備（幹線園路 3）工事請負契約の変更について）＜P 8＞
- 日程第 9 議案第 6 0 号 橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約について＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 6 号）＜P 9～P 1 0＞
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 令和 5 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）＜P 1 0～P 1 1＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 3番榊原深雪君は欠席です。

ただいまから、令和5年第3回足寄町議会臨時会を開会いたします。

### ◎ 町長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 町長 渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第3回臨時会の招集に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

7月から非常に暑い日が続いております。本町では、30度を超える真夏日が7月23日から昨日まで10日間続いております。天気予報を見ますと今週金曜日位まではまだ30度以上の予想という具合になっておりますので、まだ暫く暑い日が続くのかなとこう考えております。

町民の皆さま、議員の皆さまにおかれましても、熱中症など体調に十分注意していただければと考えているところでございます。

さて、本町の主要な畑作物の一つであります小麦の収穫作業が例年よりも早くですね、7月20日から始まりまして、収穫時期の天候にも恵まれまして7月28日に無事作業が終了したと聞いております。

反当たりの収量につきましては、10.54俵ということで豊作ということでございました。なお、予想製品反収についてはですね8.96俵ということでございます。

この後も好天が続きますので、他の作物につきましても順調に生育して豊穰の秋を迎えられることができると願っているところでございます。

本日ご審議いただきます議案でございま

すけれども、専決処分に伴います報告5件と橋梁長寿命化修繕ポン沢橋、一の沢橋工事請負契約についてなど議案3件を予定してございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ会議を再開します。

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、4番矢野利恵子君。5番田利正文君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

本日開催されました、第3回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、教育長から行政報告を受けます。

次に、報告第11号から報告第15号までの報告を受けます。

次に、議案第60号から議案第62号を

即決で審議いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### ◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

○議長（高橋秀樹君） この際、ご報告がございます。

昨年の第3回定例会において提出され、決算認定をいたした令和3年度足寄町一般会計・特別会計歳入歳出決算書の財産に関する調書の一部に誤りがあったことから、町長は監査委員に対し配付の正誤表のとおり訂正したく文書をもって通知しました。

これを受け監査委員は、本件の訂正に関し再審査を行い、令和3年度足寄町一般会計及び特別会計決算審査意見書の一部を修正し、配付の別紙のとおり町長に通知しました。

この一連の訂正を整理し、町長は文書をもって議長に対し、令和3年度足寄町一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び令和3年度足寄町一般会計及び特別会計決算審査意見書を訂正いたしたい旨申し出がありましたので、本件についてはさよう訂正することにご了承願います。

また、先般の令和5年第2回定例会において報告された、令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の一部に誤りがあり、配付の正誤表の

とおり訂正したい旨、町長から文書をもって議長宛に申し出がありました。

本件についてもさよう訂正することにご了承を願います。

以上、正誤表等に関する報告を終わります。

#### ◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

スクールバスによる物損事故について、ご報告いたします。

令和5年6月29日木曜日午後0時5分頃、足寄町南6条4丁目9番地の町道南3丁目通において、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員の運転するスクールバスが、校外学習を終えた足寄小学校4年生を下車させ、車両を発進させたところ、後方から走行してきた相手方車両の左側面に接触し損傷を与えました。

事故の原因は、当該職員がスクールバスを発進させる際に、後方の安全確認を十分に行わなかったことによるものであります。

なお、当該職員と相手方車両の運転手及び同乗者に怪我はありませんでした。

現在、相手方車両の運転手と示談に向けた協議を進めており、必要な費用の確定後、予算措置などにつきまして、議会にご報告をさせていただく予定でございます。

本年3月にもスクールバスによる事故が発生していることから、今後も職員に対しまして、機会あるごとに安全確認の注意喚起を行い、交通事故防止の指導徹底を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。スクールバスによる物損事

故についてのご報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 次に、教育委員会から教育委員会行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 東海林弘哉君。

○教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しを得ましたので、行政報告を行います。

足寄動物化石博物館における不法焼却について、ご報告いたします。

令和5年6月25日日曜日午前8時頃、同館職員が施設敷地内屋外キュービクルの後方から白煙が上がっているのを発見し、消防署に通報しました。

通報を受け、消防車及び警察車両が出動し、外壁とキュービクルの間にあった18リットルのオイル缶の中で紙等が燃えているのを確認した消防士が、速やかに施設の水道を使い消火しました。なお、博物館設備等含め、この焼却による被害はありませんでした。

白煙が上がった原因は、同館の指定管理者である「特定非営利活動法人あしよろの化石と自然」の職員が、自身の私物ごみをオイル缶に入れ燃やしたことによるものでした。

消火後に本別警察署から、当事者に対し事情聴取が行われました。

なお、引き続き警察より博物館長等関係職員も含めた事情聴取、実況見分が進められているところです。

また、当日連絡を受けた教育委員会職員が現地に赴き、博物館職員から聞き取りを行い、経過を確認しました。

当該職員の行為は、廃棄物処理法において禁止されている不法焼却にあたり、行政、消防、警察が連携して防止の啓発を行っている中、公共施設を管理する法人の職員が、法律に違反してごみを燃やした行為は、断じて許されるものではありません。町からも館長及び当事者に対し、再発防止に関し厳重に注意したところです。

今後も指定管理者に対し、一層の法令遵守の徹底と、公共施設の適正な維持管理に努めるよう指導してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、足寄動物化石博物館における不法焼却についてのご報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第11号

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 報告第11号専決処分の報告について（車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第11号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

専決処分書をご覧ください。車両破損事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものです。

1、損害賠償総額 42万7,493円

2、事故の発生場所、日時等については、別紙損害賠償に関する承諾書（免責証書）のとおりでございます。

2ページ左側に損害賠償に関する承諾書（免責証書）を添付しておりますのでご参照いたします。

事故の概要でございますが、令和5年2月25日から26日にかけて、足寄町南6条2丁目9番地の職員住宅屋根からの落雪により、職員住宅駐車場に駐車中の町職員所有の車両の屋根が破損したもので、当該

職員は、2月25日に車両を利用し異常がないことを確認していましたが、2月26日午後2時半頃に異常を発見し、警察による現場確認の結果、落雪によるものとの見方となりました。

事故の原因でございますが、職員住宅の屋根の勾配は急ではなく、通常は駐車場所に落雪をしません、今回は25日の降雪の影響もあり、勢いよく落下したことが原因と推測されます。

過失割合につきましては、足寄町が100%、相手方が0%で車両破損事故の示談が令和5年7月3日に成立しましたので町が賠償金として42万7,493円を支払うこととするものでございます。

今後、このようなことが起きないように冬期間における駐車位置の変更などの周知を行い、安全な利用ができるように務めてまいります。

なお、3ページに事故発生現場見取図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第11号専決処分の報告とさせていただきますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第12号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第12号専決処分の報告について、令和5年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第12号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしま

したので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

補正予算の内容について申し上げます。

5ページをお願いいたします。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第4号）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,628万1,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、報告第11号でご報告いたしました車両破損事故に伴います賠償金42万8,000円の歳出計上と、この財源といたしまして、損害賠償保険金を同額計上するものでございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第13号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第13号専決処分の報告について（交通事故に対する損害賠償の額を定めることについて）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） 9ページをお願いいたします。ただいま議題となりました、報告第13号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり交通事故に対する損害賠償の額を定めることについて、令和5年7月13日付けで専決処分いたしましたので同条第2項の規定により、これをご報告するものでございます。

1、損害賠償の総額は、児童6名分で合わせて13万1,984円でございます。

2といたしまして、事故発生場所、日時等につきましては、別紙といたしまして10ページから12ページまでに添付しております損害賠償に関する承諾書（免責証

書)のとおりでございます。

本件につきましては、本年3月7日に召集されました、第1回議会定例会で行政報告をいたしておりますスクールバスの交通事故についてでございます、改めてご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

事故の概要につきましては、本年3月2日木曜日午後2時25分頃、町道中央植坂線におきまして、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員運転のスクールバスが、下校のため芽登小学校の児童11名を乗せまして小学校を出発し、途中児童5名を下車をさせて走行しておりましたところ、対向してきた車とすれ違うことができずに、相手方車両の右側面に接触をいたしまして車両に損傷を与えたものでございます。

事故の発生後は直ちに運転手は、児童6名に怪我のないことを確認いたしました、念のため足寄町国民健康保険病院に搬送し医師の診断を受けていただきました。

その後、首の痛みを訴える2名の児童がおりましたが、2日後には痛みは消失をいたしましてその後におきましても、全ての児童の健康状態に異常のないことを確認いたしております。

事故の原因につきましては、見通しの悪い一車線の急カーブ区間で双方ともに相手車両の発見が遅れたためでございます。

状況といたしまして14ページに事故発生現場の見取図を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

過失割合につきましては、足寄町の過失が100%でございます、承諾書記載のとおり賠償金額が支払われることによりまして、足寄町に対する損害賠償の請求を放棄し、今後も異議申し立て等をしないことについて、それぞれの当事者の方から本年7月13日付けで承諾を得ているところでございます。

また、双方の運転手に怪我はありませんでしたが、相手方車両の損傷に対する損害

賠償額につきましては、現在協議中でございますので協議が整い次第、改めてご報告をさせていただきます予定としております。

今後も職員に対しましてこのような事故が起きないように車両運転時には細心の注意を払い、安全運転を心がけるよう指導してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第14号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 報告第14号専決処分の報告について、令和5年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第14号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

15ページをお開き願います。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

補正予算の内容について申し上げます。

16ページをお願いいたします。

令和5年度足寄町一般会計補正予算（第5号）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,641万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、報告第13号でご報告いたしました交通事故に伴います賠償金13万2,000円の歳出計上と、この財源といたしまして、自動車共済金を同額計上するものでございます。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 報告第15号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 報告第15号専決処分の報告について（里見が丘公園整備（幹線園路3）工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第15号専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

20ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり令和5年7月13日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。

内容について、ご説明させていただきます。

令和5年6月6日開会の第2回定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただきました、里見が丘公園整備（幹線園路3）工事について、工事内容の一部に変更が生じ契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書をご覧ください。

契約変更の目的は、里見が丘公園整備（幹線園路3）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第19条の規定に基づくものでございます。

これらの条項は、工事の受注者は、現場の状況が施行条件と一致しないなどの事実を発見した場合は、工事監督員への報告を求め発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更

することについての規定となっております。

変更事由は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額5,038万円を67万1,000円増額し、5,105万1,000円に変更するものでございます。

なお、増額分は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額ではないため、指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。

契約の相手方に変更はございません。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

#### ◎ 議案第60号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第60号橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第60号橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

令和5年7月25日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は5,940万円。



契約の相手方は、足寄町南6条7丁目2番地、株式会社勝建工業、代表取締役黒田勝氏でございます。

工期は、令和5年12月20日でございます。

22ページに位置図。

23から24ページに平面図など補修一般図を添付しておりまして、工事概要につきましては、23ページ、24ページ右側下段の補修工種一覧に記載のとおり伸縮装置取替工などを行うものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第60号橋梁長寿命化修繕（ポン沢橋・一の沢橋）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第61号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第61号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第61号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,211万円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費におきまして、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金といたしまして、569万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

6ページの上段になりますが、第16款道支出金におきまして、事業に関する道補助金といたしまして歳出と同額の569万7,000円を計上いたしました。

以上で、議案第61号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の提案理由とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6ページをお開き下さい。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

はい。12番二川靖君。

○12番（二川 靖君） 予算説明資料にも今回付いておりますけれども、作付け転換に必要な土壌分析や土壌改良資材等の経

費及び農業機械等の導入に対して支援を行う。これを補助金で行うのはよろしいのですけれども、今回事業主体がこういった株式会社ということで、これについては今後以降もあり得るのか。たまたま何社というか、そういったものの申請があったのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） ただ今のご質問でございますけれども、本事業まずJAあしよろさんの方に事業のご案内をさせていただきました。締切までに事業者の方から申請は無かったんですけれども、締め切った後にですね、こちらの事業者の方からやってみようということ報告がありまして、町の方にご相談がありましたので今回1社ということでこちらの方でお手伝いをさせていただいたということになります。

○議長（高橋秀樹君） はい。12番。

○12番（二川 靖君） 当初はなかなかそういった方も現れなかったという捉え方をしようかなと思っているのですけれども、これたまたまビートの関係がなかなか作付けされて、減っていくのではないかとこのように言われておりますけれども、今後以降こういった道の補助金等々も今年度はありますけれども、次年度以降もこういったものも何かお話はあるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） はい。佐々木経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） 今のところこの事業については継続というふうにお聞きしておりますけれども、今二川議員がおっしゃったとおり、てん菜の面積が減ってきているという現状があると思います。積極的にですね、てん菜を減らそうという動きは全くないんだと思いますが、事業者によってですね、変えてみたいという方がいらっしゃる可能性はあるので、今後も道の申請が上がった段階でまたJAの方にま

たご案内をさせていただくというような形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋秀樹君） はい。12番。

○12番（二川 靖君） 今の答弁で分かりましたので、大産業の農業がですね発展できるように今後そういったことがあればですね、農協を通じながら進めて行っていたきたいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号令和5年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第62号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案第62号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議題となりました、議案第62号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算綴り9ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,952万円とするものでございます。

14ページをお開き願います。

歳出よりご説明申し上げます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金におきまして、償還金、利子及び割引料還付金として8万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第4款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金におきまして、保険料還付金8万7,000円を計上いたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

14ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号令和5年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これをもって、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

令和5年第3回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員